

# 司法試験委員会会議(第4回)議事要旨及び議事録

(司法試験委員会庶務担当)

## 1 日時

平成16年3月19日(金) 15:30 ~ 17:40

## 2 場所

最高検察庁大会議室

## 3 出席者

(委員長) 上谷清

(委員) 浅海保, 小幡純子, 神垣清水, 高橋宏志, 長谷川真理子,  
本間通義(敬称略)

(幹事) 大谷晃大, 椋嶋裕之, 村上正敏(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付(幹事兼任), 古宮義雄試験管理官

## 4 議題

(1) 新司法試験論文式試験の選択科目の選定について

(2) 新司法試験問題検討会について

(3) 平成16年度司法試験第二次試験における特別措置申請について

議題(1)については, 司法試験委員会議事細則第5条第2項に基づき議事録を作成

## 5 配布資料

資料 1 新司法試験の選択科目に関する議論の概要

資料 2 新司法試験調査会・在り方検討グループ(第10回~第12回)議事録(抄)

資料 3 司法試験に関する意見の整理

資料 4 司法制度改革推進本部・法曹養成検討会(第20回)議事概要

資料 5 新司法試験問題検討会の開催について(案)

資料 6 新司法試験問題検討スケジュール(イメージ)

資料 7 新司法試験問題検討会構成員名簿(案)

資料 8 新司法試験実施に係る研究調査会報告書(抜粋)

資料 9 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い  
(平成16年2月3日司法試験委員会決定)

## 6 議事等

### (1) 新司法試験論文式試験の選択科目の選定について

【上谷委員長】(1)の「新司法試験論文式試験の選択科目の選定について」ということです。前回は議題としておりましたけれども、十分な時間もなくて審議の途中でしたので、今日は引き続いて御協議いただくということになります。

まず、お手元に配布しております資料について御説明いただけますか。

(事務局から、配布資料1ないし4について説明)

【上谷委員長】今日、新しく出ました資料の4については、いずれ御覧いただきたいと存じます。それから幹事の方で御検討いただいた結果、あるいは検討状況、これはどうなりますか。

【大谷幹事】これまで幹事の方で検討した状況等について御説明いたします。これまで2回にわたり幹事においてこの選択科目の選定について検討を行いました。本日の配布資料3にありますが、司法制度改革推進本部に置かれました法曹養成検討会において、選択科目の選定についての一応の基準が取りまとめられておりますので、とりあえず、これに依拠して検討しています。

資料3では、選択科目の選定基準について、五つの項目にまとめてありますが、その中には若干質的にほかのものと違うものも混じっております。例えば5番目にある、難易度格差の調整等の措置というのは、選択科目が決まって、実際の試験を実施した後の問題だと思っておりますので、主に1から4に挙げられた基準に依拠して検討を進めています。

もっとも、その中でも、2につきましては、多くの科目から出題すべきであるというもので、ちょっと基準としては、ほかの1, 3, 4とは違う切り口のものなので、まず、1, 3, 4について当てはめていくこととしました。この多くの科目という基準については、何を以て多くの科目というのかいろいろと意見が分かれるところだと思っておりますが、従前司法試験で選択科目を置いていた時期がございまして、直近の選択科目ということでは、民訴、刑訴、行政法、破産法、労働法、国際公法、国際私法、刑事政策と合計8科目ございました。ただ、民事訴訟法、刑事訴訟法というのは、必須選択科目とダブっております。その意味では純粋な選択科目ということでは6科目だったということになるかと思っております。恐らくこの辺りの数が一つの基準になるかと思っております。

それから、後の三つの基準についてですが、実質的に重要なのは、1の「実務的に重要であり、社会におけるニーズが高まっている分野の科目」との基準かと思われそうですが、今般の司法制度改革の趣旨を踏まえると、3の「法科大学院のカリキュラムや教育内容を踏まえた」ものであり「法科大学院における開設状況を考慮する」という基準も、重要だと思っております。

また、試験における公平性という観点からすれば、4の「範囲が明確で」「教育内容の体系化・標準化が進んでいる」という基準も重要です。ただ、1の基

準に関していえば，具体的に何が実務的に重要であるといえるのか，あるいは何をもって社会におけるニーズが高まっているといえるのかということについては非常に判断の難しいところがあります。そういう観点からいたしますと，実際に今，法科大学院でどのような科目を開設しているのか，その内容はどうかとなっているのかといった各科目の開設状況が，恐らくこの実務的な重要性なり，あるいは社会におけるニーズの高まりといったものをある程度反映しているのではないかと考えられます。

本日お手元に参考資料としておかせていただいたものについて，若干，御説明いたします。最初にお断りしておきますが，この参考資料は最終的なものではありません。最初に「各科目の大学合計数等」と題した表が二組ございます。これは2月5日付けで当委員会から各法科大学院にあてまして，授業科目の開設状況についていろいろ照会したものを取りまとめたものです。法科大学院68校ございますが，そのうち，この表を取りまとめた段階では68校中66校の回答がございました。この表は，その回答結果について一応の分類をしたものですが，まだ細部の詰めなり調整が必要です。そういう意味では，将来的に若干数字が動くかもしれませんが，そう大きく変動することはないと思いますので，本日はこの数字をベースに御議論いただいて差し支えないかと思えます。その意味では，最終的なものではありませんので未定稿ということで本日の協議の参考に使っていただきたいと思いますということでございます。

まず「各科目の大学合計数等」と題した表の1枚目のものですが，これはいわゆる展開・先端科目群に位置付けられる科目について取りまとめたものでございます。

2枚目のものは，そこに基礎法学，隣接科目群のものも交えてみたもので，赤字で書いてあるものがいわゆる基礎法学・隣接科目群ということになります。

そして，その後についております「主要科目に関する主要な対象法令の一覧表」と題する表ですが，法科大学院に対して，授業科目とともにその科目において対象とする主な法令ということについても照会いたしました。そして，例えば知的財産法関係の講座の中で，どういう法令を対象としているかという回答があったものを，当該科目ごとにまとめたのがこの表です。ただ，ここに書いてある法令がすべての法科大学院において授業の対象とされているわけではなくて，ともかく主な法令として挙げられていたものを全部羅列的に記載したというものでございます。

それでは，最初の参考資料に戻っていただけますでしょうか。先ほどの議論の続きでございますが，一応2単位以上の大学合計数，4単位以上の大学合計数という具合に分類しております。例えば知的財産関係法の講座について，2単位以上の講座を設けているというのが66校，すなわち，知的財産関係法については，この段階で回答していただいた法科大学院すべてが2単位以上の講座を開設しておられるということです。そして，4単位以上の大学合計数は，4単位以上の講座を開設しておられる法科大学院が幾つかということをもとめ

たものであります。この2単位というのは、週1回、90分の授業を半年行うという尺度です。ですから4単位というのは、例えば週2回半年、あるいは週1回1年という形で授業を行っていることとなります。

ところで、先ほどの法曹養成検討会における選択科目の選定基準について考えました場合に、実務的に重要であるとか、社会におけるニーズが高まっているということに関しては、法科大学院で広く開設されていること、とりわけ、4単位以上のボリュームで開設されているということが恐らくその重要なメルクマールの一つになるであろうと思われます。そのような観点から、基本的には4単位以上の講座を開設している大学数というものをベースに検討しました。その集計結果から、恐らく、知的財産関係法、労働関係法、租税関係法、倒産関係法、経済関係法、この経済関係法というのは独占禁止法を対象とするものでございますが、少なくともこの五つの科目につきましては、4単位以上の大学合計数という観点からも、もちろん2単位以上の大学合計数という観点からも、広く多くの法科大学院でかなり重要なものとして取り扱われていることが認められると思います。逆に実務的な重要性、社会におけるニーズの高まりについて実質的な側面からも検討しましたが、この五つの科目については問題はないであろうと判断されました。また、教育内容の体系化・標準化についても問題はないと思われます。そこで、幹事としては、今申し上げた五つの科目につきましては、一応、選択科目の候補としてよいのではないかと考えています。

次に、国際法関連の科目が、国際取引法、国際法、国際私法、国際人権法、国際経済法、国際民事訴訟法等と、散らばっています。その関係で、先の五科目よりは講座の開設状況の点で若干劣るかもしれませんが、いずれにしても現代社会における国際化の進展という状況やそのような専門性を有する法曹の必要性といったものを考えたときに、国際法関係のものが選択科目から外れるということは相当ではないのではないかとというようなこともあって、国際法関連の科目については、公法関係と民事法関係と大きく二つにくくって、その二つを選択科目としてはどうかということを検討しています。しかし、これについてはどういうくくりがいいのかもう少し検討する必要があるかと思えます。

後、比較的開設講座校数が多いものとして環境関係法、消費者関係法、金融関係法、社会保障関係法等がございます。もっとも、金融関係法として一くくりにしたものの中には、証券取引法や信託法等それ自体一個の独立した科目との講座としてとらえるべきものも含まれており、これらについては整理し直す必要があると思います。この辺りがどのように取り扱われるべきかということについては、まだ終局的な結論をみておりませんが、先の7科目と比べると、やはり科目間のバランスが取りにくくなるのかなという懸念があります。また、科目によっては、各法科大学院における講義の内容というものについて、かなりばらつきがあるようにも思われます。そのようなことから、共通の試験科目として適当かどうかという辺りが若干問題かと思えますが、ただ、この辺りの科目は、先ほどの基準で申しますと、社会におけるニーズが高まっている分野

でもありますし、また、実務的にも重要性が高まりつつある分野かと思われま  
すので、この辺りのところをどうするかは引き続き検討していきたいと考えて  
おります。

最後に、基礎法学の関係ですけれども、2枚目で取りまとめましたように、  
4単位以上の講座を設けている学校数が非常に少ないという実情にありまし  
て、また、各校における講義内容のばらつきも多いというようなことから、な  
かなかこれを選択科目の候補とするのは難しいのではないのかなというのが大  
体の幹事の意見でございます。早足で申し上げましたけれども、これが現在ま  
での検討状況でございます。

【上谷委員長】先ほど、国際関係が幾つかにばらけているのをまとめるという話  
が出ましたけれども、国際と付いているのを全部まとめると、順位は何番ぐら  
いになるのですか。

【大谷幹事】単純に足せばいいのかということ実は問題がありまして、先ほど申し  
ましたような公法系のものと民事系のものとを一緒にしてしまうのはかなり乱  
暴なのかなと思います。そうすると、もう少し中身を見て、どれとどれをくく  
って公法系にするのか、民事系にするのか、その辺りの検討をもう少し幹事  
の方で進めたいということでございます。

【上谷委員長】数を単純に足してもトップには行きませんか。随分多いですね。

【大谷幹事】ただ、学校によって恐らくダブっているものがあると思いますの  
で。

【上谷委員長】それでは、もう少し内容を分類しながら検討してみてください。  
それからもう一つ読み方ですけれども、合計定員数というものがありますね、  
これはどういう意味ですか。知的財産関係法に4,490とありますね。これ  
は、知的財産関係法を選択した人という意味ですか。

【大谷幹事】各講座にそれぞれ定員が決まっています、その定員を単純に足し  
たというだけのものです。

【上谷委員長】全国の法科大学院の。

【大谷幹事】はい。ただこのような項目を作ってはみたのですけれども、選択科  
目の選定には、それほど考慮しなくてもいいのかなと思っています。

【上谷委員長】しかし、人気があるから定員が多くなっていると、こういうふう  
に見ればいいわけですね。

【大谷幹事】そういう風に見ることも可能かと思います。

【上谷委員長】分かりました。今の話では、大体5位くらいまでは、上から知財、労働、租税、倒産、経済、ここくらいまでは候補として有力ではないかという話がありましたけれど、皆さんの感覚ではいかがでしょうか。

経済関係法というのは、今の話では独禁法を中心にしているという話がありましたけれども、皆さんの感覚でどうですか。大体、ほぼ、予想された科目という感じはするのですけれども。

【小幡委員】経済関係法が、独禁法だけというやや狭いかなという感じがすることはあります。国際経済法、WTOにかかわるようなものは、先ほどの国際関係の公法的なもの、私法的なものという分類によると公法的なものに入るということですね。

【大谷幹事】はい。

【小幡委員】国際関係の分類にもかかわりますが、例えば、租税法に国際租税法は入るのでしょうか。

【大谷幹事】租税に分類しています。租税の中に国際租税は入れています。

【小幡委員】そこは経済法とは違って、入れるのですね。

【大谷幹事】入れるというか、この表における分類の関係では入れています。ただ、それを試験の範囲にするかどうかは、また、別の問題だと思います。

【小幡委員】確かに、国際関係の分類で、経済法が独禁法などの国内法のみですと狭いから国際経済法もその中に入るというふうにすると、今度は、国際公法が減ってしまうという話にもなるのですね。そこら辺が相互につながる話になりますね。

【上谷委員長】そうですね。どこで線引きするかという問題が絡んできますね。

【椋嶋幹事】小幡委員から御指摘があった経済関係法に関しては、主要な対象法令は独禁法だということになると思うのですが、それだけで1科目ということでは、少し軽すぎるのではないかと、何かほかの法分野と統合することはできないかという議論は幹事の会合でも出たということをお知らせします。

【本間委員】全体として、選択科目を何科目くらいにするのかというところを少

し議論しておいた方が良いでしょうか。

【上谷委員長】どうですか。

【本間委員】幹事の会合でそういうところは議論されたのでしょうか。

【大谷幹事】法曹養成検討会では多くの科目を選択科目とするようにと言っていますが、一体何科目にすれば多いといえるのかは非常に難しい問題だということで、先ほど若干申し上げましたように、従前の選択科目が8、訴訟法が二つダブっていますので、そうすると実質的なものは6ぐらいだったと。すると、その辺りが一つの基準になって、それより若干多いぐらいなのかなというような感覚でいます。もっとも、あらかじめ数を決めるよりも、むしろ1、3、4の基準を踏まえて、選択科目の候補を選定し、その数がこの「多くの科目」という基準に大して外れていないかどうかという観点で見ればいいのではないかなというような考えでいます。

【椋嶋幹事】法曹養成検討会の議論の中で出ていた数字については、一番下のところで6でした。これは以前の法律選択科目が6科目でしたから、それを下回ることはあり得ないだろうということでした。それから、一番多い意見では10というものが出ておりました。しかし、10は多いという意見も他方で出されておりました。いずれにせよ6、7、8、9、10のどこかというくらいまでは検討会の中で多分共通の認識があったのだらうと思います。

【上谷委員長】ごく常識的に考えてもその辺なんでしょうね。

【長谷川委員】そのうちから何科目を一人の人が選べるのですか。

【上谷委員長】一つです。

【小幡委員】法科大学院の教育が余り画一的にならないで、いろいろ個性をという話になると、選択科目もそれ程絞ることはないのではないかと思いますか、かと言って10を超えると幾ら何でも常識的でないという話だらうと思います。

環境法は、社会におけるニーズが高まっているというところには当たると思うのですが、ここら辺が、なかなか一番難しいぎりぎりのラインのところですね。

【上谷委員長】環境法としては、実際どういうものが中心的に取り上げられているのですか。数が随分多いですね。

【小幡委員】法律の数ですか。法律の数で言ったら確かに多くなるのですけれども。環境法もテキストがかなり固まってはきていて、ノーマルな環境法のテキストの中に大体章立てもオーソドックスになってきてはいますので、概念が比較的共有しやすくなりつつあるかとは思いますが。国際取引法についてちょっとお伺いしたいのですが、先ほどの話ですと、国際私法という言葉をつけるとしても、今までの現行試験のいわゆる国際私法ではないですね。

【大谷幹事】公法系と民事法系みたいなイメージで分けて、国際私法と国際取引法は、その後者の方に入れて、一つの選択科目としてはどうかということです。

【上谷委員長】これだけ国際取引が増えてきている時代だから、やっぱりニーズは増えているということは間違いありません。日本の場合いわゆる中央集権国家だから、アメリカやドイツのようないわゆる州際法的な考え方が日本の法律家は非常に弱いんですね。国際的な取引で準拠法を考える必要性が出てきた場合に、取り上げておく必要はある分野だろうという感じは私もします。どういうものと一緒にして、どういう範囲で取り上げるかという問題はあるけれども、以前は国際私法として一つの選択科目になっていたということもありますし、これからますます重要になることはあっても、要らなくなることはおよそ考えられないですね。

【本間委員】先ほど6から10ぐらいの科目ということだったのですが、法曹養成検討会の中身を見ますと、「類似科目を統合する工夫もすべきだ」ということがありますね。その、統合したものとして6から10ぐらいを考えると、そういうことですか。

【上谷委員長】そうですね。

【浅海委員】二つあるのですけれども。一つは、これまでの議論の中で、例えば、選択科目の数をいったん決めてしまうと、それに捕らわれて、手直しが非常に難しくなる、ということがありました。これに限らず日本の場合は、一度決めたことを、事情が変化したからといって直すことがなかなか難しい。ですから選択科目については、事前に「何年かおきに見直しをする」といったことを明確にした上で、とりあえず、科目数を決める、ということがあっても良いのでは、ということ。

もう一つは、私のこだわりなのですが、先ほど講座開設状況に関する資料を受けての、幹事の方からの説明の中で、基礎法学的なものを選択科目に入れるのは難しいという趣旨の話がありました。ただ、例えば、法哲学・法理学の講座を、2単位以上設けている法科大学院の数が47あります。もちろん、これは数だけで議論できるものではないことは十分に承知しているのですが、やはり、ここにこだわりたい気持ちが残ります。

【大谷幹事】数の問題では，私も講座開設校数が40幾つというのは重いと思います。ただ，一つは，司法試験法にはどういう試験をするのかという規定がございまして，まず，選択科目についてどう書いてあるかということ，「専門的な法律分野に関する科目として法務省令で定める科目」というふうになっています。どういう試験をするのかということについては，「裁判官，検察官又は弁護士となる者とする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため，知識を有するかどうかの判定に偏することなく，法律に関する理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いなければならない。」と，こういう規定になっております。そういう試験だととらえた場合に，もちろん法哲学が非常に重要だということは分かるのですが，そういう実践的な法律に関する分析，理解と言いますか，そういうことを試す試験の出題科目として果たしてふさわしいのかという問題があるのかなと思います。

【浅海委員】実際，例えば，法哲学・法理学のような科目について試験を作ることが，大変に難しいものであろうことはよく分かります。ただ，それにしても司法試験の中にあるかないかで，法科大学院の体制も変わり学生たちの意識も変わっていくという現実を考えると，安易に試験科目の対象になりにくいから，と言ってよいのかという気持ちが残ります。

それにもう一つ加えるなら，実務家になって「役立つ」という観点からいうと，本当にせっぱ詰まった状況の中で，これを切り開こうとした際，役立つのは，実はこのような基礎的な，あるいは，根本的なものの考え方であったという経験は様々な分野で少なからぬ方々が持っているのではないのでしょうか。

その意味で，幹事の方の説明は分かるけれど，それにしても何か工夫はないのか，ということです。

【上谷委員長】実際問題として，選択科目以外の基礎科目，公法，私法で出題するのも非常に難しいよね。織り込み方も難しいし。

【椋嶋幹事】今の大谷幹事の御説明も一つの御意見かと思えますけれども，必ずしもそこまで幹事の間で一致していたわけではありません。ただ，現在の法哲学・法理学の状況を見ると，検討の対象から外れた理由として一番大きいのは，各大学における開設状況だったと思います。法哲学・法理学については2単位科目として開設している大学についていうと，47ということが多いのですが，4単位科目として開設している大学ということになるとグッと減り5校となります。開設状況からみて検討対象のボーダーラインにあった中で開設大学数の一番少ない消費者関係法をみても2単位開設が51大学，4単位が6大学です。そういうことで，検討の対象からは外れるという議論だったかと思えます。

【大谷幹事】浅海委員の最初の御指摘の見直しの関係なんですけれども、選択科目については、法律で決めておらず、先ほども申しあげましたように法務省令で定めることとされています。これはその時々状況に応じて見直していくということを前提にして、あえて法律事項にしなかったということであろうと思います。

【浅海委員】法律事項にしてであろうとなかろうと、物事がいったん、決められると変えにくい、という現実を踏まえて、ひと言申しあげておいた方が良いのではと思ったわけで、それ以上の意味はありません。

【上谷委員長】将来のこの委員会の運営にもかかわる大事な問題ですので、今の委員の発言は将来の委員にもよく伝えていただく必要がありますね。一度決めてしまうとなかなか見直そうとしないのは、役人の悪い癖かもしれません。

【神垣委員】ただ、役人の悪い癖以前の問題としてですね、5年間で3回だけの権利行使ですね。そうすると、選んだもので受ければいいのですけれども落ちてしまうと、それをずっと積み上げて勉強しているわけですから、来年から科目が変わりますと、それはちょっと気の毒な、公平性にも反するのではないかと。だから選択科目の歴史の変遷を見ますと、そんなに単年度では変えてないですね、10年20年という形で、それは受験生の負担とか、公平性ではないですかね。そうすると、やはり数字で決めざるを得ないというのはおおむね正しいところではないですか。

【上谷委員長】私は今の委員の御意見の中で、5年で3回受けた人はもう一度受けることは余り考えなくてもいい、余り歓迎すべきものではないと思います。例えば、5年間で3回受けようと思って、1回目受けたところで選択科目から外れてしまったというのは確かに気の毒ですから、経過措置を認めなくてはと思いますけれども、それより長く認める必要はないのではないかと思います。

【本間委員】法科大学院が発足するに当たって、この展開・先端科目についてもどんなものが考えられるだろうと、各大学院でお考えになっていると思うのです。ですから、法曹養成検討会の例えば「教育内容の体系化・標準化が進んでいる科目が望ましい。」と、これはもっともなんですけれども、これから教育内容の体系化・標準化が進んでいくべき科目もあるのだろうと思うのです。そういうのは、既に社会的ニーズがあるのか、あるいは将来を見ずしてなのか、この辺は難しいところがあると思うのですけれども、ただ、将来の学問の発展というものをにらんだところでは、浅海委員のおっしゃったような考慮はいつもしておくべきだろうと私も思いました。

【上谷委員長】実際問題としては、ここでいったん選択科目が決まると、各大学が力を入れて、そこに集中してしまうという可能性もある。そういうようなことも見ながらも、なおかつ需要が多いということでもずっと続いていくというのが将来の候補になっていくのかなと思います。先ほどおっしゃっていたような、例えば国際法の分野をくくるとか、経済法の分野を何とか一緒にするとか、その作業はどの程度予定されているのですか。つまり、この選択科目はできるだけ早い間に結論を出した方がいいと思いますので、今日までの進行状況は皆さん方に念頭に置いていただいて、この次に臨みたいと思うのだけれども、一応方向性から言って、今日、幹事の方から我々委員に聞きたいことは聞いていただきたいと思うし、我々の方もこの次までにこのぐらいのところまで議論を詰めるつもりということをお聞かせいただいています。

【大谷幹事】選択科目を何にするかという科目名を決めるという問題と、必須科目もそうなんでしょうけれども、各科目の出題範囲をどうするかという問題があります。幹事のところでは、先ほどの国際関係のものをどうまとめて、一科目にするかというような、大きなところまでは検討しますが、さて、そうした場合にその中で出題範囲をどうするかというのは、次のステップの問題になるかと思っています。そこで、幹事としては、次回までに最初の大きくくりくらのところまでは、何とかまとめて御報告したいと思っています。

【上谷委員長】またフィードバックしてくる可能性もあるわけですね。

【大谷幹事】そうですね。

【椋嶋幹事】幹事の会合の中で国際関係法内部のペアの在り方に関しては、専門の方々からいろいろ御意見を伺って、どういうくくりだったらよいかということを検討しようという議論が出ておりました。その御意見を伺うという作業は幹事がやるのがいいのか、むしろ委員会の場で時間を取っていただいて委員の方に直接聞いていただくといいのか、そこは委員会の方の判断だろうという議論もしております。

【上谷委員長】具体的には、どういう方から御意見を伺うのですか。

【大谷幹事】具体的な話は、まだ全然ありません。しかし、次の議題で出るのかと思いますけれども、必須科目について司法試験問題検討会が出来て、そこにその分野の専門家の方が集まって、いろいろ出題の範囲等もお決めになる予定と伺っておりますから、そういう枠組みの中で検討するのがいいのか、あるいはその前にもう少し細かく決めるのがいいのか、その辺りを含めて今検討しているところです。

【小幡委員】必須科目の試験範囲とも連動してくると思います。例えば，民事執行・保全法などは，高橋委員，民訴法の中で必須の試験としてやるという可能性はありますか。

【高橋委員】どうでしょう，難しいところですね。

【上谷委員長】その辺のところは確かにおっしゃるとおりでしょう。弁護士になったときに一番先に保全ができれば話にならないですから，これは一番急ぐ。短時間で決めなければいけない。

【小幡委員】事例形式で試験問題を出すといったら，当然入ってきそうな感じはします。それから公法関係でも例えば情報関係法というのも選択科目の候補に出っていますが，情報関係法はかなり公法のところで出せるかもしれない，まだ分からないですけれども，地方自治関係法もどのぐらい含めるのがよいか，ですから，かなりそちらとの連動でこの選択科目で外れた分を必須科目の範囲内にどのくらいまで入れ込めるかと，そこもかわるのです。

【椋嶋幹事】執行・保全法に関しては若干幹事の間でも議論がありました。これは開設状況をもてそこそこの大学数があるものですから，結論的には選択科目には入れないのだろうが，それだけでいいのかなという議論がありました。新司法試験実施に係る研究調査会の中でも，民事系の科目の中で当然執行・保全法というのは入ってくるという議論があったと聞きます。そういうことも勘案して，選択科目の候補からは外してもいいのではないかといった議論でした。

【本間委員】それに近いもので登記法なんかありますね。登記法は非常に少ないのですけれども，登記を知らなければ民事実務はできないわけですし，そうすると多分これは必須科目の中で登記法は扱うという趣旨なのかなと。

【上谷委員長】民法の177条やろうと思えば登記法を知らなければ話にならないから。

【本間委員】司法研修所の教育内容のかなりの部分は，民事面では登記法を扱うのです。

【小幡委員】不動産関係法というのも，もちろん登記とか，民法だけではなくて行政法なども入りますが，必須科目でも扱えますよね。

【本間委員】話を戻しますと，国際法に関しましては，今，幹事から御説明いただいた形がどうかと，つまり公法系と民事系でそれぞれ，どこまで入れるかは別としまして選択科目を構成すると。合計2科目。

【高橋委員】議論をもとに戻して申し訳ないんですが、本日はいきなり具体的な問題に入ったのですけれども、法曹養成検討会のこの基準に、我々は拘束される義務はないのです。検討会自身がそう言っています。我々としてどう考えるのかが、まず先に来るべきです。我々を拘束するのは司法試験法でしょう。結論としてこの検討会の基準が良くできていると判断することはあるのでしょうか、その前に、司法試験法はなぜ選択科目というものを作ったのか、その趣旨の確認が幹事の方はどのようになされたのかお聞きしたいと思います。そして、この基準をどう考えたのかと。私自身は、この基準は良くできていると思いますけれども、一つだけ違った考えを言うとしたら、今、小幡委員が言われたように必須科目との関連というのが基準として入ってくるべきなのにそれが希薄だという気がしております。

それから、法曹養成検討会を持ち出すのであれば、そこが法科大学院に対して行ったアンケートはどうなったのだろうという気がします。

日弁連の意見書についても幹事の方は、どういうふうな処理をされたのか気になります。

そもそも論はやりすぎではいけません、しかし、そもそも論も少し整理しておかないと、司法試験委員会というのはすぐに技術的なことに入るところだ、大局を議論しないところだと言われても困りますから発言させていただきました。

【大谷幹事】司法試験法が平成14年に改正された時にこの選択科目の規定が設けられました。この選択科目を設けた理由についてですが、法曹を志望する者について、いわゆる基本法以外の専門的な法律分野についての履修を促して、法曹としての専門性を高めることを担保するという観点から、専門的な法律の分野に関する科目として選択科目を設けることとしたというのが、当時の立案者の考えです。

そこで、正にそういう法曹としての専門性を高めることを担保することから、選択科目の基準として、実務的に重要であるとか、あるいは社会的ニーズが高まっているといったものを取り上げられることにつながるのだと思います。

【高橋委員】気になったのは、ビジネス法関係が中心なんですね。専門性というのは希薄かもしれませんけれども、例えば、少年法などが議論に上がってきていません。少年犯罪はいわゆる法律論だけでは処理できないところがあって、選択科目としても考慮に値するのかなという気持ちを持っています。ただ、多くの大学で2単位ですから、そういう意味では候補から外れるのかなと思いますけど、今の法科大学院の履修単位数に過度にこだわるのも危険だという感じもいたします。

【榎嶋幹事】幹事会の議論の中でも法曹養成検討会の取りまとめ内容は基本的に妥当だろうという議論でした。具体的には、まず、実務的に重要で社会におけるニーズが高まっている分野にすべきだというのは、そのとおりだという議論でした。次に、それでは何をもちいて実務的な重要性、社会におけるニーズを測っていくのかということを見ると、一つの分かりやすい表象というのは、各大学の設置状況だろうということになりました。ただし、実際の設置状況を規定する要因としては正に高橋委員がおっしゃったような事情もあるのではないかと、したがって、ここを余り重視しすぎてはいけません。一つの重要な目安だけれども、そこだけに依拠するのはどうかという議論がありました。そこは正に委員会で御議論いただく必要があるだろうと思います。

【本間委員】先ほど高橋委員から日弁連の意見についてありましたが、第2回目の参考資料としてお配りしております。これで、まず、現在多数の実務家の養成が必要とされている分野があります。既に事件がたくさんあるわけです。少年事件なんかも増えてきています。それから、現在専門家が不足しているということが考えられるわけです。これは知的財産法などもそうですし、医療、国際企業法務、それから環境法関係、後、租税関係なんか、ただ、今後多分増えてくるだろうと思われる分野として国際人権事件、あるいはジェンダー関係、そういったものを申し上げたということでございます。これは先ほどの幹事会でお話しいただいた各科目の大学合計数の中で6番目、7番目、環境関係法と消費者関係法がございしますが、これについて日弁連としては重要視しております。これをむしろ一くくりにできないかと、こういう考え方をしています。これは消費者法と環境法というのは、実はかなり基本法である民法、行政法、刑法の応用科目であると、それから、食品問題、化学物質の問題等に関してはすごく交差する部分もあるだろうと、更に体系化も進みつつあるという、そんなことでこれを一つにまとめたらどうかという提言をしているところでございます。

【榎嶋幹事】日弁連での意見には社会保障法は出ておりませんが、必ずしも社会保障法は必要ないという価値判断をしたわけではないのですけれども、それはともかくとして。

かなりビジネスの分野、あるいは官の分野と申しますか、それがどうしても多くなっている傾向があるので、やはり市民生活に密着した法分野も何らかの形で科目に入れるのが司法試験の選択科目のバランスとしてはいいのではないかと、という問題意識が背景にあることを申し添えます。

【上谷委員長】それはそれで、私もよく分かるのですが、まとめ方が難しいですね。例えば知的財産法関係は、今、たまたま時代の花形になってしまっているから非常に人気が出てしまって、これに集中してしまっている面があって。

【小幡委員】ただ、各法科大学院で4単位開講がこうだというのは、一つの重要な考慮要素ではありますね。この法科大学院の修了者が受けるわけですから、これを無視はできないという形で参考にすべきであって、本来は確かにおっしゃるように、どうあるべきかが先にあるべきかもしれません。ただそれが各法科大学院が採用しているのと余りマッチングしない場合は無理だと、そういうふうな流れですかね。

【本間委員】司法試験をどう位置付けるかということはありませんね。この法曹養成検討会の意見の整理としては、法科大学院と関連付けて司法試験をします。もう一つの視点は、実務家になる、あるいは司法研修所に入って一年後には実務家になっていく、その観点としてどういう能力を、あるいは知識を試すためのものかということも欠かせないだろうと思います。そうしますと、先ほどの例で言いますと、民事執行・保全法は、これはもう必須のことだと思えます。だから、これは選択科目に入れなければ民事訴訟法の方に入れざるを得ないだろうと、そんなふうに思いました。

【上谷委員長】私も保全や執行が専門科目だという言い方はちょっと変な感じがします。実際、弁護士をやっていて一番先に考えることは、まず保全ですし、すぐに裁判所に走りますから、執行はともかく。

【小幡委員】やはり、何かスペシャルな領域、分野とか、社会のニーズに合っただけから伸びていかなければいけない分野ですかね。知財はまさに今重要という話で、環境のようなものは新しいニーズという感じですかね。そういうスペシャルな分野での法曹になるという意味での選択をどう考えて選ぶかですね。

【上谷委員長】単位数の多さ、少なさというのは、法科大学院を作るときの講座の設定のしやすさということにも影響されているという面は確かにあると思います。私自身は、法科大学院の設立に全く関与しておりませんので、むしろ関与した方に聞かせていただかないと分からないところがありますけれども、ニーズの多いものは、ある程度項目としてここに挙げられている調査項目に挙がってきていることは間違いのないだろうと思うのです。ただ、単位数が非常に少ないものの中に特殊事情が伺えるようなものがあれば、その辺は考慮するという程度でないと難しいのかもしれないということですね。例えば少年法というのは、順位から言うと、4単位やっているところは一箇所しかないという、極端に少ないですね。これは、私はよく分からないのだけれども、刑法とか刑事訴訟法とかの、例えば刑事訴訟法辺りと一緒にするというわけにはいかないのですか。

【神垣委員】むしろ、刑事政策というのがこれは落ちているのですけれども、単位数が本当に少なくなりまして、私はこれが大きな柱、事件事実とかですね、

そういうので有利不利という要素はあったものと思いますけれども、現代的にとらえれば刑事政策と少年法というくくり方というのは十分あり得ると思います。

今、聞いていると、そもそも論としてですね、専門的なスペシャルな実務法曹を育てるといのは必要なんですが、それが司法試験の選択科目と絶対リンクしなければいけないという議論がよく分からなくて。法科大学院は単位の取得と卒業試験があるわけでしょう。その中で当然必要な能力は培ってもらおうという目的があるわけですから。

一方で司法試験というのは、極端な言い方で申しますと、公平な機会を与えてどれだけの人を落とすのかということが、非常に大きな機能があると思うんです。これは非常に申し訳ないですけども。そういたしますと、これはどこかで最大公約数的なものでやらない限りは公平性というものは担保されないと。それでは目的の社会のニーズとか、そういうものはどうなんだと、それはやっぱり法科大学院の方でやっていただくという理念は残してですね、それを何でもかんでも司法試験の方に結びつけて議論するということはやめたらどうかかなという気がしてならないです。

そうすると、具体的にはこの4単位が正しいかどうかは別としましても、こういう辺りが比較的、最大公約的には公平というものに合うのかなという気がするんですけども。後は試験の科目の範囲の方で十分工夫はできるわけです。例えば経済法なんていうのは、独禁法といわず、ほとんど税法の半分ぐらいはこっちに取るべきだと思いますし、租税法なんかは余りにも大きすぎますから、基本の三法、四法でいいはずですから、そういう中身の科目の組合せができるのだから一応数の取り方は公平というものを原則に置くべきだろうと、それから漏れる理念は法科大学院の方に期待するということですかね。

【上谷委員長】確かに選択科目が多岐にわたってくると偏差の問題をどう調整するかという問題も出てくる。ただ、一応はその辺のところは考えながら必須科目の方に比較的重点の多い配点を一応考えておいて、各科目間の調整も考えるという、これも我々は最終的に考えなければいけないですね。一応今までの議論ではそういうところが出ていますので、この後の問題と一緒に議論しなければいけないと思うのですけれども。余り細かくなりすぎると公平の問題が出てくると、そういうように伺っていただければいいですか、神垣委員の御意見は。高橋委員からおしかりを受けたように、どこで幾らやっているとか、数が多いとかということよりも、我々としては、本来の目的を見失わないように気を付けるべきだということは、おっしゃるとおりだと思うのですけれども、結局、収れんしていくところは同じようなことになってしまう気がする。ここで一応我々として互いの意見を確認をし合ったということで意義があったと思います。

【小幡委員】司法試験法が「専門的な法律の分野に関する科目のうち一科目を選択」というふうに決めているので、その専門的な法律の分野は何かということ

なので、その専門というものをどう考えるかですが、結局同じところに収れんしていくのかなという気はします。

【上谷委員長】現行司法試験から言えば、一時期行政法も専門分野ということになっていただけだけれども、今度はむしろ基本の方に入ってますね。その辺の動きのズレということも考えながら、最終的には、ある程度常識的なところで判断せざるを得ないというところがあると思います。今日の議論は一応御理解いただけたと思いますので、幹事の皆様方も今のような議論を前提にして、更にどういうふうに詰めていくか考えてみてください、それから今、神垣委員のおっしゃったような議論ももう一度考えながら、例えば、今まで挙がっているところでは刑事関係が全然ないものだから、いろいろの分野で刑事的なものをうまくまとめるということも検討してみてください。現実の問題として、弁護士活動分野を考えればどうしても民事系統が多くなるのはやむを得ないところです。しかし、刑事的観点から物事を見ていくという面も非常に重要ですからね。

【神垣委員】質問なんですが、選択科目を特定する場合には大学で使われている名前を使うのですか、それとも多少は変えられるのですか。

【上谷委員長】それは変えて差し支えないと思いますが。どうですか問題ないですね。

【池上人事課長】はい。

【上谷委員長】範囲を決めて、呼称としてはもっといい呼称があれば問題ないと思います。

【大谷幹事】最後は省令を作らなければいけないのですが、省令事項としてどういう形の名称とするかは別途。

【小幡委員】新たに考えて付けるということですね。

【神垣委員】ええ、まさに「環境・消費」なんてですね。

【上谷委員長】このごろ駅の名前で町名を二つくっつけるのがはやってまして、いいネーミングを考えるのは難しいと思いますけれども。今おっしゃったネーミングは大学の講座に合わせる必要は全くないと思います。実質は内容ですから。

【高橋委員】神垣委員から御指摘の点について、法科大学院関係者が何も答えな

いというのはいけませんので発言いたします。私ども法科大学院関係者は、法科大学院でしっかり勉強させるべきであって司法試験の科目になったから学生が一所懸命勉強するというのではないはずだと、その一連の御発言なんです、そこは読めなくて私どもも実は不安に思っております。

つまり、まだ教えていないんですね。4月から学生が来ますがどういう学生が来るのかということで、期待する反面不安な面があります。不安な面は、特に法学未修者で、職を投げ打ってきた人たちは法律家になりたいという強い意欲を持っているのはよく分かるのですが、それが空回りしますと、とにかく司法試験に受かりたいと、こういうふうになる可能性があります。そうすると司法試験科目になっていない科目は、それでも大学では単位を取らなければいけませんから取ります、取りますけれども、司法試験科目に掛ける力を10とすれば、そっちには3しか掛けないかもしれない、ほとんど学生が3しか掛けないとすると、そこで不可をたくさん出すことは現実問題としては難しいですね。これは大学が軟弱だという御指摘はそのとおりだと思いますが、現実問題として難しい。そうするとやはり司法試験科目になれるかなれないかということは、法科大学院教育に影響する危険性はあるんですが、ただ、法科大学院関係者としては本来はそうであっては困る、司法試験科目になっていなくとも、重要な科目は受けるように学生に、手引なんかも私どもの大学でも作っておりますが、唱道するつもりですし、かなりの学生はそれにこたえてくれるのではないかと思っております。

例えば、これは全くの予測ですが、社会保障法とか、消費者法という分野は私どもの大学でも2単位ですが、これはかなりの学生が採ってくれるだろうと思っております、司法試験科目にならなくとも。ただ、繰り返しますが、採ってはくれるけれどもどれぐらいエネルギーを注ぐかは、それは教師の情熱にも左右されますので、神垣委員の御指摘は法科大学院関係者としては肝に銘じなければいけない。そして、今から敗北主義になることはないとは思いますが、現行司法試験がそうであるように、ならないといっても全く楽観的になってもいけない。

結論的には私は幹事の方がおっしゃったことに今日のところは賛成で、国際法関係をどういうふうに仕切ることができるかという作業を、次は是非やっていただきたいと思えます。

【長谷川委員】国際でくつつくところでまとめられるとか、環境と消費がまとまるかもしれないとか、何かと何かをくっつけて分野を多くの科目から出すとして、幾つかまとめた方が良いという意見の整理がこの中にも書いてありますが、どういうコンセプトで科目をまとめるのですか。その、これとこれをこの範囲とする、これとこれをこの別科目とすると、その固まりを作るコンセプトが何であるのかというのが、部外者なんでよく分からないのです。

【椋嶋幹事】法曹養成検討会の方での議論としては、一つはなるべく幅広い分野

を選択科目の中に取り込みたいという問題意識がありました。かといって科目数をどんどん増やすというのは現実的ではない。そういうところで類似科目を統合しようというアイデアが検討会の議論の中で出てきたのです。

それでは次に、類似科目は何なのかということです。これは類似だということ以外にはないわけなんですけども、法曹養成検討会の中で議論されてきたのは、例えば次のようなことです。かなり分野としては違うけれども、国際私法という、国際間の裁判の管轄や適用される法律といったことに関する法律分野ですけれども、そういうものを国際取引法、これは同じ国際の「私」に係る分野で比較的似ているので一つにまとめることは可能ではないかとか、国際公法という国際間の紛争を解決したりとか、条約とかそういう問題の法分野と、国際人権法という分野は同じ国際的なもので、しかも「公」に関する分野だから似ているのではないかとか、そういうところで例として挙げられた経過があります。ただ、何をもって似ていると感じるかは、それはむしろ委員の御判断ではないかと思えます。必ずしも法律的に一定のこれとこれが普通一緒になるといったことは、類似科目の統合の対象として論じられているものの中で特に決まっているわけではないと思えます。

【上谷委員長】御専門以外の方に、具体的に御説明するのは大変難しいところはあるのですが、物事を分類していく場合に、比較的大きな分類から少しずつ、その仲間の中で更に分類してというふうに枝分かれしていきますね、それを余り下の方の枝分かれでつかまえるのではなくて、もう一つ上の、AとBが共に属するもう一つ上の、例えば甲なら甲というところがあるとすれば、そこでまとめたらどうかと、抽象的にいうとこういう議論になると思えます。

【小幡委員】特に環境法と消費者法の結びつきが分かりにくいのではないですか。

【長谷川委員】そういうのがどうしてくっつけられるのかとか、それから国際というものの中にいろいろ入っていますけれども、それが国際であるから、違う国同士のことであるから特別なのか、それは別に違う国でなくても、国内であっても同じ現状なのか、それからそのことを問うことによって、それとは違うことを問う時と、その人の能力的なものは、単にジグソーパズルのこの辺をやる人と、この辺をやる人の違いなのか、それともかなり違ったものの方を見方をすることなのか、その辺の区別がよく分からなかったのですけれども。

【高橋委員】大学にいる人間からの一つの見方にすぎませんが、学問分野からいくと、常識的に我々の領域というのがある程度出てくるんですね。国際法というのは昔からグロチウス以来あるそうなんですけど、その学者グループというのは古典的にいるわけですね、ずっと。その人たちの領域が段々広がって行って、一部が国際人権法になり、国際経済法になっていきますので、私の大学で言え

ば、国際人権法、国際経済法を教える先生と国際法を教える先生は、グルグル回っています。そういう感じで見えてきます。あるいは、国際私法と国際取引法も同じ先生が教える機会が多いです。ですから、元々小さな学問だったところが裾が広がっていったという、生物学の方でもそういうことがあるだろうと思いますが、そういう関係で、ある程度法律家内部では見えてくるところはあるのですが、逆にこれは小幡委員と私は違うかもしれませんが、環境法と消費者法は私の理解では結びつきません。そういう意味で、環境法をやっている学者で消費者法をやっている学者は、まずいません。同じ民法から出発して環境法に行った人と消費者法に行った人はいますが、同じ人が両方やっているということはまずありませんから、これは単に市民生活だからということで、2単位科目を二つ足せば4単位だからというのはちょっと便宜的なおいがしです。そういう点も幹事会でいろいろやっていただければ。現実的な問題には、出題委員がお互い議論する時に、ある程度共通な人たちの間で議論しなければいけませんから、大体似たような専門の人たちが出てくるでしょうから、実務家も含めて、そういう時に国際公法関係は人権、経済は大体同じような人が来るだろうという見通しがつきます。

【上谷委員長】ある問題を考え、分析し、あるいは推論をしていく際の手法がやはり似ていますので、そういうものはまとめやすいと思います。思想自体が似ていますから。ところが、それがまるっきり違う分野ですと、たまたま国際とついていても考えていること自体が全然違いますし、それから理解していなければいけない原理も違ってきます。やはり、そういうようなものでまとめざるを得ないという、そういうふうに御理解いただければ。そういうところは一応私ども委員も考えはいたしますが、基本的には幹事の方ですね、実際に大学で教えられている講座の中身を一つ一つ御検討いただいておりますので、これは一まとめの類似のものだということの作業を続けていただければ、そこは分類作業の結果を見ていただければいいのではないかという感じはします。いろいろ御意見伺ったところで幹事の方で大変御苦労ですけれども作業を続けていただきたいと思います。

## (2) 新司法試験問題検討会について

事務局から、資料5から資料8について説明がなされ、協議の結果、新司法試験問題検討会の開催について資料5及び6のとおり決定された。また、同検討会委員については、予定されている39名のうち既に候補者が定まった36名について資料7のとおり了承された。

なお、検討会においては、「新司法試験実施に係る研究調査会報告書」の提言を尊重して検討することが確認された。

## (3) 平成16年度司法試験第二次試験における特別措置申請について

事務局から、平成16年度司法試験第二次試験の受験特別措置の申請状

況について説明し，さらに，上肢機能等障害を有する受験者から，健常者に比し筆記速度が著しく遅いとして試験時間の延長措置申請がなされていること，上記試験時間の延長措置は司法試験委員会の議決が必要な新規の措置であること，現在，事務局において，専門家の意見を聞きつつ上記試験時間の延長措置の必要性について個別に検討中であることなどについても説明した。

## **7 次回開催日程等について**

次回の第5回委員会会議は，4月23日（金）午後1時から開催することが確認された。

（以上）